

京都市上下水道局告示第15号

京都市指定給水装置工事事業者規程第8条第2号の規定に基づき、指定工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第10条第3号の規定に基づき告示します。

平成20年6月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 指定取消業者名等

京都市伏見区下鳥羽北ノ口町51番地

株式会社新下工業

代表取締役 新下 洋

2 指定取消年月日

平成20年6月10日

(上下水道局水道部給水課)